



# 加入コース・タイプ(保障内容)と掛金

掛金は 掛け捨て です

## 総合コース

加入タイプ	個人タイプ	夫婦タイプ		家族タイプ					
				Aタイプ			Bタイプ		
対 象	本 人	本 人	配偶者	本 人	配偶者	親 族	本 人	親 族	
傷害給付金	死亡・後遺障害 死亡または後遺障害状態となったとき	350万円	350万円	250万円	350万円	250万円	200万円	350万円	200万円
	入院日額 ケガをして入院された場合	5,000円	5,000円	3,500円	5,000円	3,500円	3,000円	5,000円	3,000円
	通院日額 ケガをして通院された場合	3,000円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	1,500円	3,000円	1,500円
	手術給付金(入院)*1 所定の手術を受けられた場合	5万円	5万円	3.5万円	5万円	3.5万円	3万円	5万円	3万円
	手術給付金(外来)*1 所定の手術を受けられた場合	2.5万円	2.5万円	1.75万円	2.5万円	1.75万円	1.5万円	2.5万円	1.5万円
賠償責任給付金 日常生活に起因する偶然な事故等で法律上の損害賠償責任を負う場合	1事故 国内 <b>無制限</b> (示談代行付き)*2 (国外1億円限度)								
携行品損害給付金 所有する身の回り品に、不測かつ突発的な事故によって損害が生じた場合	1事故 <b>30</b> 万円限度(自己負担額:1事故につき3千円)								
救護者見舞金 事故によって緊急な捜索救助活動が必要になった場合	1事故 <b>100</b> 万円限度								
自転車(新車)盗難見舞金 購入後6か月以内の自転車が盗まれた場合	1回 <b>1</b> 万円(期間中1回) 個人タイプは1台、夫婦タイプは2台、家族タイプは家族数までの台数								
ホールインワン・アルバトロス祝金 国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合	1回 <b>50</b> 万円								
家財盗難給付金 国内の居住建物内で所有する生活用動産が窃盗や強盗にあった場合	1事故 <b>30</b> 万円限度(自己負担額:1事故につき1万円)								
家宅侵入見舞金	ドア・鍵 泥棒進入時におけるドア・鍵等の破損があった場合	一律 <b>1</b> 万円							
	窓ガラス 泥棒進入時における窓ガラスの破損があった場合	一律 <b>5</b> 千円							
月払掛金*3	1,200円	2,000円		2,900円			2,330円		
年払掛金*4	13,500円	22,500円		32,500円			26,270円		

## 基本コース

総合コースの中で、組合員のみなさまの要望が多いリスクだけをピックアップ

加入タイプ	個人タイプ	夫婦タイプ		家族タイプ				
				Aタイプ			Bタイプ	
対象	本人	本人	配偶者	本人	配偶者	親族	本人	親族
死亡・後遺障害 死亡または後遺障害状態となったとき	350万円	350万円	250万円	350万円	250万円	200万円	350万円	200万円
入院日額 ケガをして入院された場合	5,000円	5,000円	3,500円	5,000円	3,500円	3,000円	5,000円	3,000円
通院日額 ケガをして通院された場合	3,000円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	1,500円	3,000円	1,500円
手術給付金(入院)*1 所定の手術を受けられた場合	5万円	5万円	3.5万円	5万円	3.5万円	3万円	5万円	3万円
手術給付金(外来)*1 所定の手術を受けられた場合	2.5万円	2.5万円	1.75万円	2.5万円	1.75万円	1.5万円	2.5万円	1.5万円
賠償責任給付金 日常生活に起因する偶然な事故等で法律上の損害賠償責任を負う場合	1事故 国内 <b>無制限</b> (示談代行付き)*2 (国外1億円限度)							
月払掛金*3	770円	1,340円		2,280円			1,710円	
年払掛金*4	8,600円	15,000円		25,000円			18,000円	

- \*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- \*2 示談代行サービスは日本国内において発生した賠償事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に対し加入者の希望により受けられるサービスです。ただし次のような場合には利用できません。  
・1回の賠償事故による賠償金総額が賠償責任給付金の限度額を明らかに超える場合  
・損害賠償請求権者である相手方が、示談代行者(東京海上日動火災保険)と直接折衝することに同意しない場合  
・正当な理由なく加入者(保障の対象者)が示談代行者への協力を拒んだ場合等
- \*3 途中加入は全て月払となります。
- \*4 年払の申込みは毎年1月20日締切です。(3月1日にご加入された場合のみです。ただし加入申込書については原則12月21日~1月20日にてご提出ください。)



## 加入資格

- **加入日(保障開始日)現在満64歳以下の、組合員本人。65歳以降の更新は引続き就業している場合のみ可能です。**  
個人事業主・会社役員等、住居と職場を同じくする方、就業中と否との区別が明らかでないご職業の方や職業に就かれていない方は、ご加入できません。
- **同居の1家族については1契約限りとします。**

## 年払の場合の注意点

- 年払の申込みは、**年に1回(毎年1月20日締切、保障開始は3月1日)のみ**です。
- 払込方法の変更(月払⇄年払)、コースやタイプの変更も申込みと同様に**年に1回(毎年1月20日締切、保障開始は3月1日)のみ**です。
- 途中で脱退する場合、**返金はありません。**

	保障の対象者一覧											
	個人タイプ			夫婦タイプ			家族タイプ					
	本人	配偶者	その他の親族*5	本人	配偶者	その他の親族*5	Aタイプ			Bタイプ		
	本人	配偶者	その他の親族*5	本人	配偶者	その他の親族*5	本人	配偶者	その他の親族*5	本人	配偶者	その他の親族*5
傷害給付金	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○
賠償責任給付金*6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
携行品損害給付金	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- \*5 加入者本人またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚のお子さまをいいます。親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい(配偶者を含みません)、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。この続柄は傷害・損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
- \*6 賠償責任給付金については、ご本人が未成年者または上表の保障の対象者が責任無能力者の場合、その方の親権者およびその他の法定の監督義務者等を保障の対象者に追加します(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)
- ※保障の対象となる方の定義については、P51をご確認ください。